

◇佐久教育会ホームページ運営に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、佐久教育会が、佐久教育会のホームページの運営に際して遵守すべき事柄を明らかにするとともに、ホームページの適切な運用に関する必要な事項を定めることにより、ホームページの有効利用を図り、もって佐久教育会の活動の充実発展に資することを目的とする。

(ホームページの利活用)

第2条 佐久教育会の目的に沿った研究活動の推進、教育課程研究活動の推進、各種教育の研究活動の推進、地域研究活動の推進のため、ホームページを積極的に利活用するものとする。

(管理責任者)

第3条 ホームページの管理責任者は佐久教育会常任委員会がその任に当たり、ホームページの作成運営は佐久教育会情報教育委員会が行う。

(ホームページによる発信情報)

第4条 情報は、佐久教育会会長の責任のもとに発信するものとし、内容は教育を目的としたものに限定し、佐久教育会常任委員会が定期的に内容を点検する。

第5条 ホームページに掲載する内容は次に掲げるものを基本とする。

- (1) 佐久教育会の目的・組織
- (2) 佐久教育会の委員会並びに同好会とその研究内容
- (3) 佐久の風土・文化・自然
- (4) 佐久地区の児童生徒の作品
- (5) 佐久地区の学校とその URL 及び E-mail アドレス、リンク
- (6) 会員の教育活動を支援する指導事例・学習指導案・各種データ

(個人情報の発信の範囲)

第6条 ホームページを通じて、児童生徒の個人情報を発信する場合は本人及び保護者の同意を、佐久教育会会員の個人情報を発信する場合は本人の、学校の情報を発信する場合は学校長の同意を得るものとする。ただし、ホームページを通じて発信できる個人情報の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童生徒の作文・詩・美術・書道等の作品と氏名及び所属校名（児童生徒の顔写真は載せない）
- (2) 会員によるコンピュータソフトウェア、文芸、音楽、美術、工芸及び書道等の作品及びその説明並びに作者の氏名
- (3) 会員によるレポート、論文、作文等及びその説明並びに作者の氏名

(4) 講演会等で招いた講師等の職名、氏名及び講演の内容

(5) その他佐久教育会長が特に必要と認めるもの

(発信情報の収集及び編集と提供)

第7条 ホームページに掲載する情報は、情報教育委員会が中心になって収集し、編集するものとする。また、佐久教育会会員は、会員相互の資質の向上のためにホームページに掲載する情報を積極的に提供するものとする。

(発信情報の制限)

第8条 佐久教育会のホームページにおいては、以下の事項に該当する情報を発信してはならない。

(1) 公序良俗に反する情報

(2) 法令に違反する情報

(3) 営利を目的とする情報

(4) 会員及び児童生徒若しくは第三者の人権、著作権、その他の権利を侵害する情報

(5) 会員及び児童生徒若しくは第三者に不利益を与える情報

(6) 私的利用を伴う情報

(7) 児童生徒の氏名・容姿・住所などを特定することのできる情報

(8) その他佐久教育会長が教育上有害であり不相当と判断する情報

(リンク)

第9条 佐久教育会のホームページにおけるリンクについては、相手先の了解を得るものとする。ただし、佐久地区内の学校間にあつてはこの限りではない。

(セキュリティの確保)

第10条 佐久教育会のホームページの運営の当たっては、佐久教育会情報教育委員会がインターネット接続業者との連絡を密にし、個人情報及びデータなどの紛失、破損、不正な改竄、不正な複製、盗難等の防止に努めるとともに、次に掲げる障害に対して適切な予防及び回復のために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 外部からの不正な侵入

(2) 外部からのウィルスの混入

(補足)

第11条 この要項に定めた事項については、学校教育におけるインターネット等の利用の進展並びに環境の変化に伴い、必要に応じて佐久教育会常任委員会並びに代議員会において見直しを行うものとする。

(附則)

この要項は、平成12年4月1日から施行する。